

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
--------------	-----------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅱ	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	1	食品等の安全性を確保すること
施策目標	1-1	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること
個別目標 1		食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること
		(評価対象事務事業) ・輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導 ・BSE検査及びピッシング中止の推進等によるBSE対策の実施
個別目標 2		食品等に関する規格基準の設定を推進すること
		(評価対象事務事業) ・ポジティブリスト制度の導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定 ・国際汎用添加物(香料を含む。)の指定
個別目標 3		虚偽誇大広告等不適正表示の防止等により、健康食品の安全対策を推進すること
		(評価対象事務事業) ・健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導
個別目標 4		リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること
		※重点評価課題9(健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進) (評価対象事務事業) ・リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護等を図るもの。		
2 根拠法令等 ○食品衛生法(昭和22年法律第233号) ○健康増進法(平成14年法律第103号) ○と畜場法(昭和28年法律第114号) ○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)		

○食品安全基本法（平成15年法律第48号） ○食育基本法（平成17年法律第68号）	
主管部局・課室	医薬食品局食品安全部企画情報課、企画情報課国際食品室、企画情報課検疫所業務管理室、基準審査課、基準審査課新開発食品保健対策室、監視安全課、監視安全課輸入食品安全対策室、監視安全課食中毒被害情報管理室
関係部局・課室	—

2. 現状分析（施策の必要性）

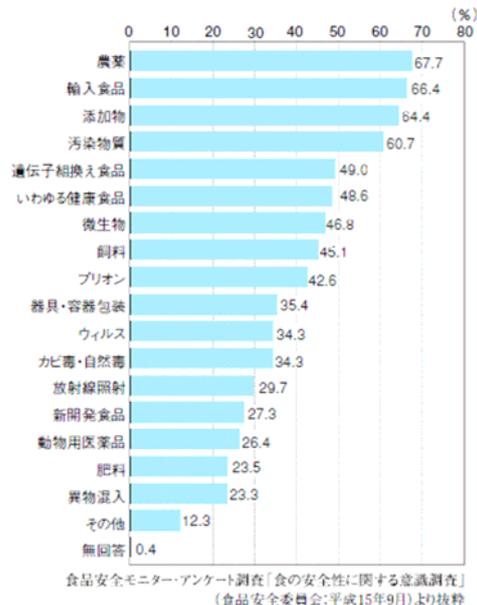
製造技術の高度化や輸入食品の増加等により、我が国の食生活を取り巻く昨今の環境は大きく変化し、国民の食品に対する関心も日増しに高まっている。

また、BSE問題や残留農薬問題、平成20年においては、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案や中国産の乳及び乳製品等へのメラミン混入事案などが発生するなど、食品の安全性を確保するという要請がますます強くなっているところである。

こうした現状の中で、平成15年における食品安全基本法の成立や食品衛生法等の改正により、食品の健康に及ぼす影響を評価するリスク評価機関としての内閣府食品安全委員会が設置されるとともに、厚生労働省は規格基準の策定やそれに基づく監視指導の業務などを担うリスク管理機関として位置付けられたことを踏まえ、引き続き関係省庁及び地方公共団体とも連携しつつ、国民の協力を得ながら、食品の安全の推進を図っているところである。

さらに、平成21年4月には、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案等を踏まえ、食中毒などの食品による健康被害の早期探知と関係機関の情報共有を図るため、医薬食品局食品安全部監視安全課に食中毒被害情報管理室を設置した。

食品の安全性の観点からより不安を感じているもの



近年の食の安全・信頼等に関する主な出来事

年 月	内 容
平成8年5月	岡山県及び大府府においてO157食中毒が発生。
平成11年5月	ベルギー油脂会社から供給された飼料原料用油脂にダイオキシンが混入し、ベルギー産鶏肉、鶏卵の需要に影響。
平成12年6月	大手乳業メーカー製低脂肪乳等の黄色ブドウ球菌毒素による食中毒が近畿地方で発生。
平成12年末～	ヨーロッパで牛海綿状脳症(BSE)の感染拡大。EU域内においても牛肉需要等に大きな影響。
平成13年9月	国内で初めてのBSE感染牛が発見され、食肉消費に大きな影響。
平成13年12月	中国産冷凍ホウレンソウの1割弱が残留農薬基準値(クロルピリホス等)を超過する事実が判明。
平成14年1月	中国産養殖エビから未認可の抗生物質が検出され、EUは食肉、海産物等を輸入禁止。
平成14年2月	大手食品メーカーによる牛肉の原産地等の不正表示問題が発覚。その後、食品の不正表示事件が次々と表面化。
平成14年8月	無登録農薬「ダイホルタン」が違法に輸入、販売、使用され、32都県で農産物を回収、被害。
平成15年5月	カナダにおいてBSEが発生。
平成15年12月	米国においてBSEが発生。
平成16年1月	国内で79年ぶりに高病原性トリインフルエンザが発生。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 大規模食中毒の発生件数(単位:)	0	2	6	5	1

	件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度)	[200.0%]	[116.7%]	[0.0%]	[43.8%]	[166.7%]
2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数(単位:件) (前年度以下/毎年度)	695 [84.6%]	724 [95.8%]	845 [83.2%]	825 [102.8%]	集計中 [-%]
3	輸入食品モニタリング検査達成率(単位:%) (100%/毎年度)	103 [103.0%]	102 [102.0%]	102 [102.0%]	103 [103.0%]	105 [105.1%]
4	輸入食品の規格基準等の違反件数(単位:件) (前年(度)以下/毎年(度))	1143 [120.0%]	935 [118.2%]	1530 [36.3%]	1223 [120.0%]	1150 [106.0%]
5	ポジティブリスト制度(農薬等が一定の量を超えて残留する食品等の販売等を原則禁止する制度)の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数(単位:品目数) (前年度以上/毎年度)	-	-	7	29 [414%]	16 [55%]
6	健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度)	45 [-%]	39 [-%]	15 [-%]	30 [39.4%]	22 [50.5%]
7	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(単位:%) (60%以上/平成22年度)	-	45.7	66.4	57.6	49.7
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/index.html ・指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例(大臣官房統計情報部)によるが、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年10月に公表予定である。 【参考】政府統計の窓口 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001035603 ・指標3は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1a102.pdf ・指標4は、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室調べによるものであり、毎年度末(ただし、平成19年までは毎年末。)現在の数値である。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1am03.pdf ・指標5は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。 <p>※「ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等の当該基準の見直し」については、個別目標2の主な事務事業欄参照。 ポジティブリスト制度とは、原則禁止の中で、禁止していないものを例外的に一覧表に示す制度のこと。食品中に残留する基準が定められていない農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(農薬等)に関し、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則として禁止する制度。</p>						

- ・指標6は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる。
【参考】厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/kimkyu/diet/jirei/030530-1.html>
- ・指標7は、平成20年度版「食育白書」中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）による。
- ・なお、指標1及び4は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1 + (達成水準 - 実績値) / 達成水準」として算定（0～200%）。

施策目標の評価

【有効性の観点】

平成20年も、大規模食中毒の件数及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることから、都道府県等の食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催、集団給食施設・仕出屋等、食品を大量に扱う事業者に対する衛生管理マニュアルの策定等、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効果的に実施されているものと考えられる。

なお、平成18年及び平成19年にノロウイルスによる食中毒が多く発生したことを踏まえ、平成20年6月に「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月衛食第85号生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正し、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策が更に効果的に実施されるよう努めている。

ポジティブリスト制度導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等に関して、リスク評価機関である内閣府食品安全委員会に個々の農薬等の食品健康影響評価を依頼し、その評価結果を踏まえて必要な基準の見直しや試験法の開発・整備を行うことは、食品中に残留する農薬等に対し、最新の科学的知見に基づいた判断を踏まえた、より適切な規格基準の策定に資するものであることから、食品の安全性確保を図る上で有効な施策である。

健康食品等に関する健康被害報告数については、過去5年間（平成16年から20年まで）の報告数の平均は30.2件であるが、平成20年には22件と目標を達成していることから推察できるように、虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことは健康食品の安全対策を推進するに当たり有効であったと考えられる。

平成18年3月に策定された食育推進基本計画において、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合を60%以上にするという目標が掲げられているが、これを実現するために、行政、消費者、事業者等の関係者間の意見交換会について、平成17年度以降は、年度当初に策定する事業運営計画に沿って、輸入食品の安全対策、残留農薬、健康食品、食品添加物等をテーマとして開催している。また、資料等は厚生労働省ホームページに掲載し、国民への情報提供を積極的に行っているところであり、目標の達成に対して有効な政策手段であると考えられる。

【効率性の観点】

各都道府県等食品衛生監視員の人員数が限られている中、監視指導が効率的に実施され、食中毒が未然に防止されるよう、平成20年6月に「大規模食中毒対策等について」別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正するとともに、食品衛生監視員の資質の向上のための講習会の開催等を実施した。また、大規模食中毒の件数及び許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が引き続き減少しており、国民の健康の保護を図るために必要な施策が効率的に実施されているものと考えられる。

農薬等の残留基準の見直しについては、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価を踏まえ、学識経験者等の専門家で構成される薬事・食品衛生審議会において審議の上、順次行っているところである。

健康被害報告については、保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、自治体との適切な役割分担を行うことによって迅速かつ効果的な報告が行われている。

意見交換会については、参加者が地域によって偏らないように全国各地で開催するよう計画を立てている。また、国民への情報提供についてもホームページ等を活用して幅広く行っており、目標を達成するための手段は効率的であると考えられる。

【総合的な評価】

大規模食中毒については、過去5年間（平成15年から19年まで）の平均件数は3.

0件であるが、平成20年には1.0件であった。そのほか、平成18年以降、許可を要する営業施設が禁停止命令を受けた件数が減少していることを踏まえると、各都道府県等における監視指導が効果的・効率的に実施されているものと考えられる。また国からの補助を受け社団法人日本食品衛生協会が行っている、食品衛生指導員（平成20年度：55,021名）による営業施設に対する食品衛生の巡回指導、新規営業施設への現地指導及び許認可申請手続の相談等の活動により、食品等事業者における食品衛生の普及と資質の向上が図られていることも要因の一つと考えられる。引き続き、大規模食中毒の発生を未然に防止するための施策を適切に講じていくことが必要である。

厚生労働省においては、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年4月、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第73条を改正し、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」（平成16年2月27日付け食安発第0227012号）について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正した。また、平成18年及び19年にノロウイルスによる食中毒が多く発生したことを踏まえ、集団給食施設等における食中毒を防止するため、同年6月には「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月衛食第85号生活衛生局長通知）別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正し、最新の知見を踏まえた重要管理事項等を示すこととした。

さらに、食中毒などの食品による健康被害の早期探知と関係機関との情報共有を図るため、平成21年4月には、医薬食品局食品安全部監視安全課に食中毒被害情報管理室を設置するとともに、広く国民から飲食に起因する健康被害に関する情報を把握する観点から、厚生労働省ホームページに「食品健康被害情報メール窓口」を開設して食品による健康被害情報を逐次集約して解析するなど、食中毒対策の強化を図った。

平成14年度以降、検疫所における「モニタリング計画」に基づくモニタリング検査の達成率が100%を超えているほか、平成18年以降、輸入食品の規格基準等の違反件数が減少していることから、検査を通じて、違反食品の発見とともに輸入時検査が強化されており、また輸出国における適切な衛生管理が行われていることで、食品の安全性を確保していると評価できる。

平成20年5月23日には、総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けた。これを踏まえ、厚生労働省においては、市場動向の変化等を考慮の上、輸入実態に即した効果的な検査が可能となるよう、検疫所に周知するとともに、同年6月及び12月に直近の輸入実績を踏まえた検査件数の見直しを行い、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるようモニタリング計画の見直しを実施した。また、平成21年度輸入食品監視指導計画においても、検疫所に対し、輸入状況の変化等により、割り当てられた検査件数の実施が困難である場合には、速やかに本省へ連絡すること及び半年を目途に計画の見直しを行うことを求めた。

ポジティブリスト制度は、平成18年5月29日から施行され、平成20年度には、制度導入時に新たに残留基準を設定した農薬等のうち、16農薬等の基準値を見直したところであるが、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案への対応等により、前年度に比べて基準策定数が減少したことから、効率的な基準策定のための体制の整備を進めているところである。

平成15年度から開始した意見交換会は、全国各地において、毎回、一定数の参加者を確保し、テーマも幅広く開催しているところであり、食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は、内閣府食品安全委員会が平成17年及び18年に実施した食品安全確保総合調査によると着実に増えており、施策目標の達成に向けて進展があったものと評価できる。

中国産冷凍餃子による薬物中毒事案、中国製の乳及び乳製品等におけるメラミン混入事案など、食品における有毒・有害物質の混入事案が相次いで発生し、食品の安全に対する国民の関心はますます高まっている。輸入食品の安全対策については、平成20年8月に官邸に設置された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の最終報告（平成21年3月）においても、喫緊の課題として位置づけられており、輸入食品の問題発生を未然に防止するための対策が必要であると考えられる。今後はその対策として、輸入食品のモニタリング計画の見直しを行うとともに、輸出国における現地査察等輸出国検査の強化と輸入時の検査体制の連携強化を図ることにより、効率的な輸入食品検査体制の構築を行い、輸入食品の安全性の向上を目指していきたい。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1						
食品衛生管理の高度化等、BSE対策、輸入食品等の監視指導により、食品等の安全性を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	大規模食中毒の発生件数(単位:件) (過去5年の発生件数の平均と同水準以下/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ	0 【200.0%】	2 【116.7%】	6 【0.0%】	5 【43.8%】	1 【166.7%】
2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数(単位:件) (前年度以下/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ	695 【84.6%】	724 【95.8%】	845 【83.2%】	825 【102.3%】	集計中 【-%】
3	輸入食品の規格基準等の違反件数(単位:件) (前年度以下/毎年度) ※施策目標に係る指標4と同じ	1143 【120.0%】	935 【118.2%】	1530 【36.3%】	1223 【120.0%】	1150 【106.0%】
4	ピッシング(と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業)中止率(単位:%) (100%/平成20年度)	28 【-%】	42 (17年9月末) 49 (18年2月末) 【-%】	60 (18年10月末) 70 (19年3月末) 【-%】	78 (19年10月末) 94 (20年3月末) 【-%】	96 (20年10月末) 【-%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、「食中毒統計」(医薬食品局食品安全部監視安全課調べ)による。なお、食中毒患者数が500名以上の事例を大規模食中毒としている。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html ・指標2は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例(大臣官房統計情報部)によるが、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年10月に公表予定である。 【参考】政府統計の窓口 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001035603 ・指標3は、医薬食品局食品安全部企画情報課検査所業務管理室調べによるものであり、毎年末現在の数値である。なお、平成20年度の数値は、現在集計中であり、平成21年6月を目処に公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1am03.pdf ・指標4は、医薬食品局食品安全部監視安全課調べによる。なお、平成15年度以前は調査を行っていない。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html ・なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	輸入食品モニタリング検査達成率(単位:%)	103 【103.0%】	102 【102.0%】	102 【102.0%】	103 【103.0%】	105 【105.1%】

<p>(100%/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ</p>	
<p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」(医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室)による。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/ysks18b.pdf</p>	
<p>個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)</p>	
<p>大規模食中毒については、平成20年は1.0件であり、過去5年間の発生件数の平均(3.0件)と同水準以下となった。厚生労働省としては、平成18年及び19年において、ノロウイルスによる食中毒が多く発生したことを踏まえ、薬事・食品衛生審議会食中毒部会において審議を行い、「ノロウイルス食中毒対策について(提言)」を取りまとめた。これを踏まえ、平成20年6月には、「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月衛食第85号生活衛生局長通知)別添の「大量調理施設衛生マニュアル」を改正し、集団給食施設等における食中毒を防止するため、最新の知見を踏まえた重要管理事項等を示したほか、講習会の開催により、都道府県等の食品衛生監視員の資質の向上に努めたため、平成20年には、上記のように大規模食中毒の発生及び許可を要する営業許可施設の禁停止を受けた件数が減少したものと考えられる。</p> <p>また、都道府県等の関係機関との食中毒等の情報共有体制の強化のための取組として、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案を踏まえ、平成20年2月22日に取りまとめられた食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合による申合せに基づき、食品衛生法施行規則第73条の改正を行い、都道府県知事等が直ちに厚生労働大臣へ報告しなければならない食中毒事件の範囲を拡大するとともに、食品等事業者が衛生管理上講ずべき措置を都道府県が条例で定める際の指針となる「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」について、食品等事業者から保健所等へ速やかに報告する旨のルールを確立するよう改正した。</p> <p>今後とも、食中毒の発生を未然に防止するため、マニュアルの策定、講習会の開催等による都道府県等の食品衛生監視員の資質の向上を通じ、監視指導を強化するとともに、食中毒等の飲食に起因する健康被害に関する情報の共有のための取組を強化していくこととしている。</p> <p>食品製造施設におけるHACCP方式(*)の導入により、食品製造過程の効果的・効率的な衛生管理が可能となることから、その更なる普及を図るため、引き続き、地方厚生局、都道府県等及び関係団体とも協力し、事業者に対しHACCPに関する知識及びHACCPの概念を取り入れた食品の製造過程についての承認制度の普及を図っていくこととしている。</p> <p>※「HACCP方式」とは、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づき、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品が作ることができるかという重要管理点を定め、これを連続して監視することにより製品の安全性を確保する衛生管理手法である。</p> <p>BSE対策については、ピッシングにより破壊された脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されており、「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価」(平成17年5月6日内閣府食品安全委員会)において、「食肉のBSEリスクをさらに低減させるため、ピッシングの中止に向けて、具体的な目標を設定し、できる限り速やかに進める必要がある。」とされている。</p> <p>平成21年4月、すべてのと畜場においてピッシングが中止されることになったことを踏まえ、と畜場法施行規則(昭和28年厚生省令第44号)の一部を改正し、ピッシングを禁止した。</p> <p>また、内閣府食品安全委員会による評価結果を踏まえ、21ヵ月齢以上の牛に対するBSE検査については、引き続き国庫補助を継続することとしている。当該検査が食肉処理時に行われることにより、BSE検査陽性牛由来の牛肉等が市場に流通することを防止することが可能となり、BSE対策が効率的・効果的に進められていると評価できる。</p> <p>検疫所における輸入食品のモニタリング検査は、違反を効率的かつ的確に発見するために、統計学的に一定の信頼度で検出することが可能な検査件数を基本として、食品群ごとに過去の輸入実績や違反状況を勘案して策定された「モニタリング計画」に基づき行っている。</p>	

また、違反を発見した場合には、必要に応じて検査率を強化するとともに、違反の可能性が高いと見込まれるものについては、輸入の都度、検査を実施するなど効率的に取り組んでいる。平成20年度には、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案を踏まえ、同年6月、輸出国段階における衛生管理を目的とした「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」を策定した。また、第1次補正予算により、加工食品の有機リン系農薬等の検査実施を目的とした高度な検査機器の整備を実施した。

その結果、平成14年度以降、モニタリング検査達成率が100%を超えているほか、平成18年以降、輸入食品の規格基準等の違反件数が減少していることから、輸入食品の安全性確保は効果的かつ効率的に行われていると評価できる。

平成20年5月23日には、総務省から「輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告を受けた。これを踏まえ、厚生労働省においては、市場動向等を考慮の上、輸入実態に即した効果的な検査可能となるよう、検疫所に周知するとともに、同年6月及び12月にモニタリング計画の見直しを実施した。また、平成21年度輸入食品監視指導計画においても、検疫所に対し、輸入状況の変化等により、割り当てられた検査件数の実施が困難である場合には、速やかに本省あて連絡すること及び半年を目途に計画の見直しを行うことを求めた。

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 総合衛生管理製造過程（HACCPの概念を取り入れた食品の製造過程であり、営業者の任意の申請による申請制度）承認取得施設件数（単位：件）	564	565	584	572	560
2 営業許可取得件数（単位：件）	2,637,897	2,641,865	2,672,437	2,611,022	集計中
3 食品の収去件数（単位：件）	175,972	172,451	163,155	158,200	集計中
4 食品の違反件数（単位：件）	1,425	1,277	1,174	1,153	集計中
5 BSE検査頭数（単位：万頭）	127	123	122	123	124
6 BSE発生件数（単位：件）	3	5	3	1	0
7 食品等の輸入届出件数（単位：千件）	1,791	1,864	1,859	1,821	1,759
8 輸入重量（単位：千トン）	34	34	34	32	32
9 検査件数（単位：千件）	189	189	199	205	194
10 検査割合（単位：%）	10.5	10.2	10.7	11.2	11.0
11 食品衛生法違反件数（単位：件）	1,143	935	1,530	1,223	1,150

（調査名・資料出所、備考）

・指標1は、医薬食品局食品安全部監視安全課調べによるものであり、毎年度末現在の数値である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/jigyousya/sougouisei/index.html>

・指標2、3、4及び5は、各都道府県等からの報告及び衛生行政報告例（大臣官房統計情報部）によるが、平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年1月に公表予定である。

【参考】政府統計の総合窓口

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001035603>

・指標6及び7は、各都道府県等からの報告によるものであり、毎年度末現在の数値である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/bse.html>

・指標8、9、10及び11は、医薬食品局食品安全部企画情報課検疫所業務管理室調べによるものであり、毎年度末（ただし、平成19年までは毎年末。）現在の数値である。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/dl/tp0130-1am03.pdf>

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	BSE検査及びピッシング中止の推進等によるBSE対策の実施				
平成20年度 予算額等	721百万円（補助割合：[国 /][/][/]） ・21か月齢以上の牛のBSE検査キットに対する補助 （補助割合：[国10/10]） ・21か月齢以下の牛のBSE検査キットに対する補助 （補助割合：[国1/2][地方自治体1/2]） ・ピッシング中止関連施設整備に対する補助 （補助割合：[国1/2][地方自治体1/2]） [一般会計]、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	721百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
食肉のBSEリスクを低減し、食肉の安全性を確保するため、地方自治体の実施が義務付けられている、21か月齢以上の牛等のBSE検査キットの整備に対して補助（補助率10/10）を行うとともに、地方自治体が自主的に行う20か月齢以下の牛のBSE検査キットの整備に対しても、平成20年7月末まで補助（補助率1/2）を行う。また、と畜場が実施するピッシング中止関連設備の整備に対しても補助（補助率1/2）を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定） 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定） 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	2,710	2,239	1,604	1,081	721
予算上事業数等 交付自治体数	104	104	105	107	111
事業実績数等 交付自治体数	104	104	105	107	111
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
アウトカム指標4にも示されているとおり、毎年度、ピッシングを中止している施設が着実に増加し、平成20年度には、すべてのと畜場においてピッシングが中止されることとなった。また、BSE検査が着実に実施されるよう、BSE検査に対して補助を実施することにより、BSEに汚染された食肉が流通しないよう管理している。今後とも、食肉の安全性を確保するため、当該事業を実施していくこととしている。					
事務事業名	輸入食品監視指導計画の策定及び実施を通じた輸入食品等の監視指導				
平成20年度 予算額等	2,080百万円（補助割合：[国 /][/][/]） [一般会計]、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	2,048百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）[検疫所] 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
平成19年度における食品等の輸入の届出は約180万件、輸入重量は約3,230万トンに達するなど輸入食品の安全性の確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題となっている。このような中で、輸入食品等に対して国が行う監視指導の実施に関する輸入食品監視指導計画を定め、重点的、効率的かつ効果的に監視指導を行うとともに、輸入食品の過去の違反状況や危険情報等を踏まえ、高度な分析機器の拡充や検知方法の開発等により、検疫所が計画的に行うモニタリング検査の充実を図っている。					
政府決定・重要施策との関連性					
経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）					

生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策（平成19年12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合）
 成長力強化への早期実施策（平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定）
 消費者安全情報総括官会議申合せ（平成20年11月6日）
 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	1,648	1,697	1,862	1,925	2,080
予算上事業数等 モニタリング検査数 （件）	75,628	76,682	77,821	79,250	79,809
事業実績数等 モニタリング検査数 （件）	77,673	78,156	79,665	81,519	80,151

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

検疫所における「モニタリング計画」に基づくモニタリング検査については、平成20年度も引き続き、当初計画件数を達成しているほか、平成18年度以降、輸入食品の規格基準等の違反件数が減少していることから、輸入食品の安全性確保は効果的かつ効率的に行われていると評価できる。

また、モニタリング検査を適切に実施するため、平成20年度第1次補正予算において、残留農薬に係る検査機器等を整備した。

今後とも、検疫所における人員の拡充や高度な検査機器の整備を始めとする輸入食品の監視体制の充実強化を図ることとしている。

個別目標2

食品等に関する規格基準の策定を推進すること

個別目標に係る指標

アウトプット指標

（達成水準／達成時期）

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		H16	H17	H18	H19	H20
1	ポジティブリスト制度の導入に伴い新たに残留基準を設定した農薬等のうち、基準の見直しを行った農薬等の数（単位：品目数） （前年度以上／毎年度） ※施策目標に係る指標5と同じ	—	—	7 【—%】	29 【414%】	16 【55%】
2	国際汎用添加物の指定品目数（単位：品目数） （前年度以上／毎年度）	6 【—%】	4 【67%】	4 【100%】	3 【75%】	19 【633%】
3	海産食品におけるピブリオ属菌に関する衛生実施規範案策定の進捗率（単位：%）（前年度以上／毎年度）	—	—	—	—	100 【—%】

（調査名・資料出所、備考）

・指標1は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、ポジティブリスト制度が施行された平成18年5月29日からのものである。

・指標2は、医薬食品局食品安全部基準審査課調べによるものであり、初めて国際汎用添加物の指定が行われた平成16年度からのものである。

【参考】財団法人日本食品化学研究振興財団ホームページ

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/FFCRHOME.nsf/pages/siryo-toriatukai>

※「国際汎用添加物」とは、国際的に安全性が確認されており、かつ、広く使用が認められている国際的に必要性が高いと考えられる添加物である。

・指標3は、医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室調べによるものであり、平成19年度のコーデックス委員会食品衛生部会において、これらの規格の策定が新規作

業として承認され、平成20年度に日本で作業部会を開催した結果、平成20年の食品衛生部会にて規格原案として採択された。					
<p>※ 「コーデックス委員会」とは、昭和37年にFAO（国連食糧農業機関）とWHO（世界保健機関）がFAO/WHO合同食品規格計画の実施機関として合同で設立した国際政府間組織であり、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を守るとともに、公正な食品貿易を確保することをその目的としている。</p> <p>コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO（世界貿易機関）の多角的貿易協定の下で、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられている。</p> <p>我が国は、昭和41年に加盟し、総会や各部会等への代表の派遣や、科学的なデータやコメントの提供など、コーデックス委員会の活動に積極的に取り組んでいる。</p>					
個別目標2に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）					
<p>農薬等の残留基準の見直しについては、平成20年度には、16農薬等の基準を設定したところであるが、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案への対応等により、前年度に比べて基準策定数が減少したため、効率的な基準策定のための体制整備を進めているところである。</p> <p>国際汎用添加物の指定については、平成20年度は、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価及び薬事・食品衛生審議会での審議を経た19品目を指定し、かつ、それらの規格基準を設定したため、国際汎用添加物の指定に向けた検討は着実に進んでいると評価できる。今後とも、目標の達成に向けた取組を進めていくこととする。</p> <p>海産食品におけるピブリオ属菌に関する衛生実施規範の策定については、平成20年6月、我が国において作業部会を開催し、文書案を提出した。</p> <p>また、平成20年12月に開催された第40回食品衛生部会においては、上記文書の付属文書として、新たに二枚貝におけるピブリオ属菌の管理に特化した文書を作成することが合意され、平成21年度には我が国において、作業部会を再度開催する予定である。</p>					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	ポジティブリスト制度の導入に伴い残留基準を設定した農薬等の残留基準の見直し及び新たな残留基準の設定				
平成20年度 予算額等	1,835百万円（内数）（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	1,794 百万円（内数）				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
<p>ポジティブリスト制度の導入に際し、新たに残留基準を設定した758農薬等については、食品安全基本法第24条第2項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼し、その結果に基づき、基準を見直すこととしているが、この評価依頼については、年度ごとに定める依頼計画に沿って進めている。</p> <p>また、国内で、新たに農薬取締法に基づく登録申請等がなされた農薬等について、残留基準を設定する必要がある場合にも、同法第24条第1項第1号に基づく健康影響評価を依頼し、その結果を受けて基準値の設定等を行っているところである。</p> <p>これらの評価を依頼するに当たり、必要な情報を収集するとともに、我が国における食生活において摂取すると考えられる農薬等の量の調査や、加工食品に含まれる農薬等の量の調査など、本制度を円滑に推進するために必要な調査を行っている。</p> <p>また、基準値を設定した農薬等の試験法が未整備である場合があることから、これらの農薬等についての分析法を開発するとともに、迅速かつ効率的な検査技術の確立に向けて、一斉分析法の整備を進めているところである。</p>					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	-	-	1,937 （内数）	1,929 （内数）	1,835 （内数）

予算上事業数等 食品安全委員会への 評価依頼計画数（ポ ジティブリスト制度 の導入に伴い新たに 残留基準を設定した 農薬等のうち、当該 年度中に評価依頼予 定とした農薬等の 数）（件）	—	—	146	207	152
事業実績数等 上記のうち、食品安 全委員会への評価依 頼を実施した農薬等 の数（件）	—	—	133	96	42
ポジティブリスト制 度の導入に伴い新た に残留農薬を設定し た農薬等のうち、基 準の見直しを行った 農薬等の数（件）	—	—	7	29	16
上記以外に、新たな 基準の設定・改正等 を行った農薬等の数 （件）	—	—	7	6	11
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>農薬等の残留基準の見直しについては、評価依頼の際に必要な関係国及び関係企業からの関連資料の提出が滞っているため、食品安全委員会への食品健康影響評価依頼が計画どおりに進んでいない状況ではあるが、引き続き関連資料の提出を強く要請しているところである。また、先般の中国産冷凍餃子による薬物中毒事案への対応等により、前年度に比べて基準策定数が減少したため、資料作成の簡便化を行い、効率的な基準策定を進めているところである。</p> <p>また、制度の効率的な運用を目指すため、農薬等の分析法について、物質ごとの個別分析法の開発・改良のみでなく、迅速かつ効率的な一斉分析法の整備を進めているところであり、残留基準の追加状況等も勘案し、毎年検討会を開催して、試験法の開発と検討に取り組んでいる。</p> <p>なお、中国産冷凍餃子による薬物中毒事案も踏まえ、加工食品中の残留農薬等に係る分析法の開発にも取り組んでおり、平成20年度より、通知一斉試験法が加工食品に適用可能かどうか確認する作業に着手している。</p>					
事務事業名	国際汎用添加物の指定				
平成20年度 予算額等	1,835百万円（内数）（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	1,794 百万円（内数）				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物に関する使用実態や安全性に係る情報の収集や規格の検討などを行い、国際汎用添加物の指定に必要な調査研究を行う。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	1,968 (内数)	1,863 (内数)	1,937 (内数)	1,929 (内数)	1,835 (内数)
予算上事業数等 試験実施数(件)	12	10	6	3	7
事業実績数等 試験実施数(件)	36	37	23	2	0(※)
試験実施結果等を踏 まえた食品安全委員 会への評価依頼のた めの資料作成数(件)	24	26	35	17	11
(参考) 食品安全委員会への 評価依頼予定数(件)	10	10	10	10	10
(参考) 食品安全委員会への 評価依頼実績数(件)	22	10	7	3	9
(参考) 指定数(件)	6	6	7	3	19
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
<p>国際汎用添加物については、引き続き食品安全委員会における食品健康影響評価に必要な資料の収集など、指定に向けた手続を着実に進めているところである。本年度には、ポリソルベート類、加工デンプン11品目及びナイシンといった重要品目計19品目の指定手続を完了したことから、これまでに行ってきた事業の成果が発揮されたといえることができる。今後とも、国際汎用添加物の指定に向けた検討を進めていくこととする。</p> <p>※平成20年度においては、人の健康への影響の再検討の必要があることから、既に指定した添加物の安全性の再評価のための試験を実施した。</p>					

個別目標3						
虚偽誇大広告等不適正表示の防止により、健康食品の安全対策を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	健康食品等に関する健康被害報告数(単位:件) (過去5年の報告数の平均と同水準以下/毎年度) ※施策目標に係る指標4と同じ	45 【-%】	39 【-%】	15 【-%】	30 【39.4%】	22 【50.5%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる						
【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/jirei/O30530-1.html						
なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1+(達成水準-実績値)/達成水準」として算定(0~200%)。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	健康増進法第32条の2に基づく	500	852	1,005	1,097	926

虚偽誇大広告等監視指導件数（過去5年の報告数の平均と同水準以上／毎年度）	【-%】	【-%】	【-%】	【-%】	【-%】
<p>（調査名・資料出所、備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室調べによる（平成20年度の数値については、平成20年12月末現在の速報値） ・なお、指標1は、数値を減らすことを目標としているため、どれだけ減らすことができたかに着目し、目標達成率を「1 + (達成水準 - 実績値) / 達成水準」として算定（0～200%）。 					
<p>個別目標3に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）</p> <p>虚偽誇大広告等不適正表示の防止に関する普及啓発を行うことにより、広告に関して事業者からの自発的な事前相談を促すと同時に、違反事例の集積が図られ、より適切な監視指導が可能になる。</p> <p>平成20年の健康食品等に関する健康被害報告数は22件であるが、過去5年間（平成16年から20年まで）の報告数の平均（30.2件）を大きく下回り、目標を達成している。</p> <p>また、健康被害報告については保健所が医師からの報告を受けて都道府県経由で厚生労働省に情報提供する仕組みとしており、都道府県等との適切な役割分担を行うことにより迅速かつ効率的な報告が行われている。</p> <p>全体として、健康被害報告件数も減少傾向で推移しており、施策目標の推進に向けて一定の進展があったと評価できる。</p>					
<p>個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価</p>					
事務事業名	健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導				
平成20年度 予算額等	48百万円（内数）（補助割合：[国 /] [/] [/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	45百万円（内数）				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
<p>事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）</p> <p>健康食品とは、一般に健康の維持増進に資する食品であると考えられており、健康に問題ない者のほか、疾病等は発症していないが、健康に何らかの不安を持つ者が個人の判断により必要に応じ摂取する食品である。そのため、本来含むべきものとして表示とされている成分が含まれていないこと等により、健康な者の健康悪化を招く原因となりかねないほか、適正な診療を受ける機会を奪うこととなりかねないため、虚偽誇大広告、不適正表示の監視等が必要とされている。</p> <p>虚偽誇大広告による健康被害の発生や、当該広告等により消費者が適切な診療機会を逃す等の事態を防止するため、消費者や健康食品製造業者等に対して虚偽誇大広告等禁止制度の周知徹底や不適正表示の改善のための啓発指導を行う。</p>					
<p>政府決定・重要施策との関連性</p> <p>なし</p>					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	29 （内数）	45 （内数）	45 （内数）	45 （内数）	48 （内数）
予算上事業数等 監視指導対象広告抽出数（件）	—	—	—	600	600
事業実績数等 監視指導対象広告抽出数（件）	—	—	—	661	600
改善指導数（件）	—	—	—	510	517

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

健康食品の虚偽誇大広告等に関する監視指導に当たっては、ガンなど重篤疾病指向の広告に重点的に取り組んでいるところ、平成20年度には、517件について監視指導を行ったところであり、十分な効果を上げていると評価できる。なお、指導を受けた事業者の指導後の対応については、本年8月末までに把握する予定である（平成19年度においては、661件について、すべての事業者が広告を改善したことを確認済み。）。

個別目標4

リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施を通じて、食品安全に関する施策の情報を提供するとともに国民からの意見を聴取すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

（達成水準／達成時期）

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）

		H16	H17	H18	H19	H20
1	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合（単位：％） （60％以上／平成22年度） ※施策目標に係る指標7と同じ	—	45.7	66.4	57.6	49.7
2	食品の安全に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解ができた者」の割合（単位：％） （50％以上／毎年度）	77.0 【154％】	83.3 【166.6％】	81.0 【162％】	82.3 【164.6％】	91.7 【183.4％】

（調査名・資料出所、備考）

・指標1は、平成20年版食育白書中のアンケート調査「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）による。

・指標2は、医薬食品局食品安全部企画情報課調べによるもの。

個別目標4に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）

毎年度リスクコミュニケーション（意見交換会）事業運営計画を策定し、当該計画に基づく取組を進めている。意見交換会は国民の関心が高いテーマを中心に厚生労働省、内閣府食品安全委員会、農林水産省の3府省が連携して全国各地で開催している。

平成19年度においては、平成18年度以前に比べ、意見交換会の開催回数及び参加者数が大きく減少しているが、これは、平成18年度以前は、米国産牛肉問題が要因となり、定例の意見交換会に加えて緊急の意見交換会を多く実施したことによるものである。平成20年度には、現地視察型意見交換会の回数が予定回数を下回ったため、意見交換会開催総数も予定回数を下回ることとなった。これは、見学対象施設とのスケジュール調整が難航したこと等によるものである。今後は、計画的な意見交換会の開催を図っていくこととしたい。

意見交換会では、多くの国民に対して食品安全に関する施策の情報の提供が行われ、多くの国民より意見を聴取することができたものとして評価できる。また、意見交換会開催後には、資料や議事録等を厚生労働省ホームページに掲載し、さらに多くの国民が意見交換会に関する情報にアクセスできるよう配慮してきたところである。

なお、意見交換会に関する情報だけではなく、食品の安全に関する様々な情報を、厚生労働省ホームページを通して分かりやすく国民に情報提供するよう努めるほか、食品の安全に関するパンフレットや教育用資材を作成し、都道府県等を通じて幅広く配布し、食品安全の普及啓発にも努めている。

こうした取組により、食品の安全に関する意見交換会への参加者に対するアンケート調査において、「内容について理解ができた者」の割合は増えており、目標の達成に向けて進展していると評価できる。

今後とも、行政、消費者、事業者等の関係者間のリスクコミュニケーションを通じて、食品の安全性についての相互理解を深めていく必要がある。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	3府省（食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省）による意見交換会 ・開催回数（単位：回） ・参加者数（単位：人）	55 8,507	65 10,484	68 12,896	26 2,434	18 1,688
2	健康に悪影響を与えないようにするために、どのような食品を選んだ方がよいかや、どのような調理が必要かについての知識があると思うか」という設問に対し、「十分にあると思う」又は「ある程度あると思う」と回答した者の割合（単位：％）	—	45.7	66.4	—	—
（調査名・資料出所、備考） ・指標1は、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課調べによる。 ・指標2は、「食品安全確保総合調査」（食品安全委員会）によるが、同調査における同設問は平成17、18年度に限ったものであるため、平成19年度、平成20年度及び平成16年度以前は把握していない。						
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価						
事務事業名	リスクコミュニケーション事業運営計画の策定及び実施					
平成20年度 予算額等	48百万円（内数）（補助割合：〔国 / 〕〔 / 〕〔 / 〕） 〔一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）〕					
平成20年度 決算額	45百万円（内数）					
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）						
各年度毎にリスクコミュニケーション事業運営計画を策定し、それに基づき、意見交換会の開催や、厚生労働省ホームページの充実等食品安全に関する情報提供に努め、行政、消費者、事業者等の関係者間のリスクコミュニケーションを推進する。						
政府決定・重要施策との関連性						
新健康フロンティア戦略～健康国家への挑戦～（平成19年4月18日新健康フロンティア戦略賢人会議）						
事業（予算）実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移（補正後） （百万円）	29 （内数）	45 （内数）	45 （内数）	45 （内数）	48 （内数）	
予算上事業数等 （意見交換会開催数）	15	15	15	15	15	
事業実績数等 （意見交換会開催数）	15	36	47	18	12	
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）						
平成20年度は現地視察型意見交換会の回数が予定回数を下回ったため、意見交換会開催総数も予定回数を下回ることとなった。これは、見学対象施設とのスケジュール調整が難航したこと等によるものである。今後は、計画的な意見交換会の開催を図っていくこととしたい。						

5. 評価結果の分類

1	施策目標に係る指標の目標達成率
指標1	目標達成率 166.7%

指標2	目標達成率	-%
指標3	目標達成率	105.1%
指標4	目標達成率	106.0%
指標5	目標達成率	55%
指標6	目標達成率	50.5%
指標7	目標達成率	-%
(目標達成率を算定できない場合、その理由)		
指標2については、現在集計中である。		
指標7については、達成時期は平成22年度である。		

2 評価結果の政策への反映の方向性	
i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	<p>食の安全・安心に関する国民の関心は非常に高く、食品の安全性を確保し国民の健康を保護するため、引き続き「食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止する」施策を実施していく必要がある。</p> <p>中国産冷凍餃子による薬物中毒事案、中国製の乳及び乳製品等におけるメラミン混入事案など、食品における有毒・有害物質の混入事案が相次いで発生し、食品の安全に対する国民の関心はますます高まっている。輸入食品の安全対策については、平成20年8月に官邸に設置された「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」の最終報告(平成21年3月)においても、「輸入食品の安全性の確保は国民の重大な関心事であるのにもかかわらず、検疫所の検査体制は十分とは言えない。食の安全に関わる様々な問題が相次いで発生している中で、輸入食品の安全性確保に取り組むための体制強化が必要」とされ喫緊の課題を位置づけられている。</p> <p>これらを踏まえ、問題発生の未然防止を図るため、輸出国における衛生対策に関する情報の収集や、食中毒等飲食に起因する健康被害情報を一元化するため、施策全体としての予算の新規要求・拡充要求等の見直しを検討する必要がある。</p> <p>輸入食品のモニタリング計画についても、総務省行政評価局の評価や最新のデータに基づく見直しを行うとともに、輸出国における現地査察等輸出国検査の強化と輸入時の検査体制の連携強化を図ることにより、効率的な輸入食品検査体制の構築を目指し、予算の新規要求・拡充要求等の見直し及び定員要求を検討する必要がある。</p>
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)	
(施策目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)	
i	指標の変更を検討
ii	達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)	

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む。)の該当
(1) <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
(2) 具体的記載
○食品衛生法の一部を改正する法律の運用に関する件(平成14年7月19日、第154回国会衆議院厚生労働委員会)
・「検疫所及び保健所等における食品衛生監視員の増員、食品検査機能の強化、国、地方公共団体が設置する試験研究機関の調査研究体制の拡充整備など、食品の安全確保のための検疫・検査・研究体制の充実強化を図ること。」
○食品衛生法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成15年5月22日、第156回国会参議院厚生労働委員会)

- ・「食品添加物の指定及び農薬等の残留基準設定については、国際的基準との整合性を考慮しつつ、厳密なリスク評価に基づく指定等を行うこと。また既存添加物の安全性評価及び残留基準未設定の農薬等に係る基準設定を一層促進すること。」
- 第166回参議院予算委員会（平成19年3月13日）における総理答弁
 - ・「輸入食品の安全確保については、従来から、検疫所における輸入時の検査体制の整備、そして輸出国における現地調査や海外の食品事故の情報収集などにより水際対策を実施してきました。今後とも、関係省庁が密接に連携を図りながら、この食の安全、国民のまさに命を守ると、そういう観点から、全力でその確保に取り組んでまいります。」
- 第169回参議院予算委員会（平成20年2月5日）における総理答弁
 - ・「輸入食品に対する検査、検疫体制については、これまでも輸入食品が増加する中で監視員の増員に努めてまいりました。そして、内容についても、平成18年度に残留農薬のポジティブリスト制度を導入するなどの強化を図ってまいりました。輸入食品の安全性が確保されるように、人的な体制を含めた輸入時検査の在り方について、今回の事件の検証を踏まえて研究をさせなければいけないと考えているところです。」
- ②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当（※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。）
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004（平成16年6月4日閣議決定）
 - ・BSE、鳥インフルエンザへの対策や食品表示基準の見直し等、引き続き、食の安全・安心の確保に努める。
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005（平成17年6月21日閣議決定）
 - ・BSEへの対策、食品表示基準の見直し、輸入食品対策の強化等、科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に努める。
- 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）
 - ・科学に基づいた食の安全と消費者の信頼確保に向けて、BSE、鳥インフルエンザへの対策、食品表示基準の見直し等を進める。
- 新健康フロンティア戦略～健康国家への挑戦～（平成19年4月18日新健康フロンティア戦略賢人会議）
 - ・食品の安全等に関わる情報提供の促進
- 経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）
 - ・科学に基づいたリスク評価・管理等食の安全と信頼の確保、食料をめぐる国際的な状況を踏まえた食料供給力の維持・向上を図る。
- 生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的施策（平成19年月12月17日「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合）
 - ・輸入食品については、モニタリング検査の件数の増加・検査項目の充実を図るとともに、検疫所の検査センターを中心とした検査体制の強化のため、食品衛生監視員（現状334名）を増加させ、検疫所における体制を強化する。（20年度）
- 成長力強化への早期実施策（平成20年4月4日経済対策閣僚会議決定）
 - ・輸入食品のモニタリング検査の充実、加工食品についての残留農薬の検査対象の拡大、輸入業者向けのガイドライン（5月中を目途に策定）による輸出段階での自主管理の指導を通じ、輸入食品の監視体制の強化を行う。
- 消費者安全情報総括官会議申合せ（平成20年11月6日）
 - 輸入食品等の安全・安心の確保策について
- 経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定）
 - ・適正な食品表示の徹底や輸入食品の監視強化、生産現場での工程管理手法の導入促進など、食品の安全と消費者の信頼の確保を図る。

- ③審議会の指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ④研究会の有無
 - (1) 有・無
 - (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的状況
- 輸入農畜水産物の安全性の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成20年5月）
 - ・「モニタリング検査の適正な実施を図るため、
 - i) モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない個別検査項目については、その原因分析及び改善方策の検討を行い、次年度以降の計画策定、検疫所に対する指導等に反映することにより、検査の信頼性の確保に努めること。
 - ii) また、モニタリング計画に則した検査が十分に行われていない検疫所については、個別の原因分析及び対応策並びに効率的、効果的な検査の実施方法について検討するとともに、これらの検討の結果を踏まえ、検疫所に対し検査を適正に実施するよう、より効果的かつ継続的な指導を行うこと。」
- ⑥会計検査院による指摘
 - (1) 有・無
 - (2) 具体的内容
- ⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし